

調査資料報

令和 7 年 2 月

特 集

- 1 令和6年議会活動の回顧

お知らせ

- 1 議長会等の動き
- 2 委員会だより
- 3 図書室だより

長崎市議会事務局

目 次

◎特集 令和6年議会活動の回顧	3
◎海外行政視察報告	29
◎議長会等の動き	45
◎委員会だより	47
◎図書室だより	50

長崎市の人口・面積（前年との比較）

	令和7年2月1日	令和6年2月1日	増 減
人 口	386,941 人	392,281 人	▲5,340 人
男	178,719 人	181,142 人	▲2,423 人
女	208,222 人	211,139 人	▲2,917 人
世帯数	185,948 世帯	186,176 世帯	▲228 世帯
面 積	405.69k m ²	405.69k m ²	—

※人口、世帯数については推計人口

特集 令和6年議会活動の回顧

目 次

1 議会開催の状況	4
2 審議案件議決状況	
(1) 議員提出議案	5
(2) 市長提出議案	9
(3) 請願	22
(4) 陳情	23
3 委員会の月別開催状況	24
4 委員会等の審査状況	25
5 委員会の行政視察状況	
(1) 常任委員会行政視察	26
(2) 議会運営委員会行政視察	26
(3) 特別委員会行政視察	27
6 他都市からの行政視察受入状況（令和7年2月中旬現在）	28

1 議会開催の状況

(単位：件)

議会の区分	会期 (日間)	会議日数		計	市長提出議案・報告（件）										議員提出議案 (件)						請願	会議時間		市 政 一般質問 (人)
		本 会 議 (日)	委 員 会 (日)		小 計	条 例	予 算	人 事	決 算	契 約	財 産 取 得 処 分	その他		諮 問	条 例 等	意 見 書	決 議	附 帯 決 議	本 会 議	委 員 会				
												議 案	報 告 等											
計	80	26	19	234	223	47	45	6	15	19	9	55	27	0	2	2	1	0	6	76時間 23分	220時間 45分	代表 7 個人 58		
第 1 回定例会	2/21 ～ 3/15 24日間	7	7	60	57	20	19	1	0	9	1	4	3	0	2	0	0	0	1	20時間 49分	97時間 24分	代表 7 個人 9		
第 2 回定例会	6/13 ～ 7/1 19日間	7	3	42	39	4	4	2	0	2	7	4	16	0	0	0	0	0	3	17時間 42分	40時間 4分	個人 16		
第 3 回定例会	9/2 ～ 9/20 19日間	6	3	30	26	8	3	2	0	6	0	2	5	0	0	2	1	0	1	20時間 4分	33時間 6分	個人 18		
第 4 回定例会	11/26 ～ 12/13 18日間	6	6	102	101	15	19	1	15	2	1	45	3	0	0	0	0	0	1	17時間 48分	50時間 11分	個人 15		

※委員会の会議時間については、現地調査の時間は含めていない。

※委員会の会議日数及び会議時間については、議会運営委員会を含めていない。

※継続審査となった議案については、議決した定例会にのみ含める。

2 審議案件議決状況

(1) 議員提出議案

議案番号	件 名	議決月日 結 果	提出会派
議第 1 号	長崎市議会会議規則の一部を改正する規則	3・15 原案可決	各派共同 全会一致
議第 2 号	長崎市議会委員会条例の一部を改正する条例	3・15 原案可決	各派共同 全会一致
議第 3 号	被爆体験者の一刻も早い救済を求める意見書について	9・9 可 決	各派共同 全会一致 (P 6 参照)
議第 4 号	被爆体験者の一刻も早い救済を求める決議について	9・9 可 決	各派共同 全会一致 (P 7 参照)
議第 5 号	再審法改正を求める意見書について	9・20 可 決	各派共同 全会一致 (P 8 参照)

被爆体験者の一刻も早い救済を求める意見書

被爆体験者を被爆者として認め救済することは、数十年来の長崎市、県、両議会の悲願でしたが、ようやく本日、長崎地裁において、被爆体験者の一部を被爆者として認め、県・市に対し「被爆者健康手帳を交付せよ」という判決が下りました。

2021年7月広島高裁判決では、黒い雨地域にいた人を「放射線の影響を受ける事情の下にあった」として被爆者として認め、その判決を受けた新たな認定基準において、広島では最大半径約30kmまでの地域にいた人たちにも手帳が交付されることになりました。しかしこの時、半径12km以内で被爆した長崎の被爆体験者は同様の状況にあったにもかかわらず除外され、その後も「黒い雨が降ったという客観的記録がない」などの理由で、被爆体験者、長崎市・県、両議会の願いは却下されてきました。

被爆体験者は高齢化し、一刻も早い救済が求められています。下記の通り、被爆体験者を被爆者として認め、被爆者健康手帳を交付することを強く求めます。

記

- 1 被告である長崎県・長崎市及び訴訟参加人である国は控訴をせず、長崎地裁判決を受け入れること。
- 2 長崎の被爆体験者も広島の黒い雨体験者と同じく、被爆者援護法第1条第3号に該当するものとして、掲げる11の疾病があれば被爆者と認定し、速やかに被爆者健康手帳を交付すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和6年9月9日

長 崎 市 議 会

被爆体験者の一刻も早い救済を求める決議

被爆体験者を被爆者として認め救済することは、数十年来の長崎市、県、両議会の悲願であったが、ようやく本日、長崎地裁において、被爆体験者の一部を被爆者として認め、県・市に対し「被爆者健康手帳を交付せよ」という判決が下りた。

2021年7月広島高裁判決では、黒い雨地域にいた人を「放射線の影響を受ける事情の下にあった」として被爆者として認め、その判決を受けた新たな認定基準において、広島では最大半径約30kmまでの地域にいた人たちにも手帳が交付されることになった。しかしこの時、半径12km以内で被爆した長崎の被爆体験者は同様の状況にあったにもかかわらず除外され、その後も「黒い雨が降ったという客観的記録がない」などの理由で、被爆体験者、長崎市・県、両議会の願いは却下されてきた。

被爆体験者は高齢化し、一刻も早い救済が求められている。長崎市議会は、被告である長崎県・長崎市及び訴訟参加人である国に対し、控訴をせず、長崎地裁判決を受け入れることを求める。そして、長崎の被爆体験者も広島の黒い雨体験者と同じく、被爆者援護法第1条第3号に該当するものとして、掲げる11の疾病があれば被爆者と認定し、速やかに被爆者健康手帳を交付することを強く求める。

以上、決議する。

令和6年9月9日

長 崎 市 議 会

再審法改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、冤罪被害者の人権救済は、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとってはもちろん、人権国家を標榜する我が国にとっても重要な課題といえます。冤罪被害者を救済するための制度としては「再審」がありますが、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられており、再審のルールが存在しないことで、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれています。

特に、再審における証拠開示の問題は重要であり、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要ですが、現行法には明文規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はありません。そのため、裁判官や検察官の対応次第で、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠であります。

また、再審開始決定に対し、検察官が不服申立てを行う事例が相次いでいます。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、検察官にも有罪を立証する機会が与えられていることから、再審開始決定後は、速やかに再審公判に移行すべきであり、検察官の不服申立てを認めるべきではありません。

よって、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、以下の事項を含む再審法の改正を速やかに行うことを求めます。

記

- 1 再審請求手続の審理の適正化と公平性を担保するために証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定後の検察官の不服申立てを認めないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 6 年 9 月 20 日

長 崎 市 議 会

(2) 市長提出議案

○ 令和6年第1回定例会(2月)

議案番号	件 名	上程等月日	付託委員会	議決等月日	摘 要
第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	3・15	一 審 議	3・15	同 意
第 2 号	令和5年度長崎市一般会計補正予算(第13号)	2・21	所 管 の 各 常任委員会	3・15	原案可決
第 3 号	令和5年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 4 号	令和5年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 5 号	令和5年度長崎市水道事業会計補正予算(第4号)	2・21	建設水道	3・15	原案可決
第 6 号	令和6年度長崎市一般会計予算	2・21	所 管 の 各 常任委員会	3・15	原案可決
第 7 号	令和6年度長崎市観光施設事業特別会計予算	2・21	環境経済	3・15	原案可決
第 8 号	令和6年度長崎市国民健康保険事業特別会計予算	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 9 号	令和6年度長崎市土地取得特別会計予算	2・21	建設水道	3・15	原案可決
第10号	令和6年度長崎市中央卸売市場事業特別会計予算	2・21	環境経済	3・15	原案可決
第11号	令和6年度長崎市駐車場事業特別会計予算	2・21	建設水道	3・15	原案可決
第12号	令和6年度長崎市財産区特別会計予算	2・21	総 務	3・15	原案可決
第13号	令和6年度長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第14号	令和6年度長崎市介護保険事業特別会計予算	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第15号	令和6年度長崎市診療所事業特別会計予算	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第16号	令和6年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算	2・21	教育厚生	3・15	原案可決

議案番号	件名	上程等月日	付託委員会	議決等月日	摘 要
第 17 号	令和 6 年度長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計予算	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 18 号	令和 6 年度長崎市水道事業会計予算	2・21	建設水道	3・15	原案可決
第 19 号	令和 6 年度長崎市下水道事業会計予算	2・21	建設水道	3・15	原案可決
第 20 号	長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例	2・21	建設水道	3・15	原案可決
第 21 号	非常勤の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	2・21	総 務	3・15	原案可決
第 22 号	長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例	2・21	総 務	3・15	原案可決
第 23 号	長崎市手数料条例の一部を改正する条例	2・21	総 務	3・15	原案可決
第 24 号	長崎市立小学校条例の一部を改正する条例	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 25 号	長崎市科学館条例の一部を改正する条例	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 26 号	長崎市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 27 号	長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 28 号	長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 29 号	長崎市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 30 号	長崎市福祉医療費支給条例等の一部を改正する条例	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 31 号	長崎市介護保険条例の一部を改正する条例	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 32 号	長崎市印鑑条例の一部を改正する条例	2・21	総 務	3・15	原案可決

議案番号	件名	上程等月日	付託委員会	議決等月日	摘要
第 33 号	長崎市漁港管理条例の一部を改正する条例	2・21	環境経済	3・15	原案可決
第 34 号	長崎市開発許可に関する条例の一部を改正する条例	2・21	建設水道	3・15	原案可決
第 35 号	長崎市営住宅条例の一部を改正する条例	2・21	建設水道	3・15	原案可決
第 36 号	長崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例	2・21	建設水道	3・15	原案可決
第 37 号	長崎市火災予防条例の一部を改正する条例	2・21	総務	3・15	原案可決
第 38 号	長崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 39 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（高島辺地）	2・21	総務	3・15	原案可決
第 40 号	公の施設の指定管理者の指定について（長崎原爆資料館、長崎市平和会館及び長崎市歴史民俗資料館）	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 41 号	公の施設の指定管理者の指定について（長崎市池島炭鉱体験施設）	2・21	環境経済	3・15	原案可決
第 42 号	地方独立行政法人長崎市立病院機構第 4 期中期計画の認可について	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 43 号	工事の請負契約の締結について（国道 202 号歩道橋上部ほか工事）	2・21	建設水道	3・15	原案可決
第 44 号	工事の請負契約の締結について（長崎駅東通り線橋梁架替工事）	2・21	建設水道	3・15	原案可決
第 45 号	工事の請負契約の締結について（西町小学校改築主体工事）	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 46 号	工事の請負契約の締結について（西町小学校改築管工事）	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 47 号	工事の請負契約の締結について（西町小学校改築電気工事）	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 48 号	工事の請負契約の一部変更について（新東工場整備運営事業 建設工事）	2・21	環境経済	3・15	原案可決

議案番号	件名	上程等月日	付託委員会	議決等月日	摘要
第 49 号	工事の請負契約の一部変更について（重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第 2 期工事）	2・21	環境経済	3・15	原案可決
第 50 号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	2・21	総務	3・15	原案可決
第 51 号	（仮称）長崎市南部学校給食センター整備運営事業に係る契約の締結について	2・21	教育厚生	3・15	原案可決
第 52 号	包括外部監査契約の締結について	2・21	総務	3・15	原案可決
第 53 号	令和 5 年度長崎市一般会計補正予算（第 14 号）	3・4	総務	3・15	原案可決
第 54 号	長崎市税条例の一部を改正する条例	3・12	総務	3・15	原案可決
第 1 号 報 告	専決処分について（令和 5 年度長崎市一般会計補正予算（第 12 号））	3・15	一 審 議	3・15	承 認
第 2 号 報 告	専決処分の報告について（法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について（2 件））	3・15	一 審 議	3・15	報 告 済
第 3 号 報 告	専決処分の報告について（工事の請負契約の契約の金額の変更について（1 件））	3・15	一 審 議	3・15	報 告 済

○ 令和6年第2回定例会(6月)

議案番号	件名	上程等月日	付託委員会	議決等月日	摘要
第 55 号	教育委員会の教育長の任命について	7・1	一 審 議	7・1	同 意
第 56 号	令和 6 年度長崎市一般会計補正予算（第 1 号）	6・13	所 管 の 各 常任委員会	7・1	原案可決
第 57 号	令和 6 年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	6・13	教育厚生	7・1	原案可決
第 58 号	令和 6 年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	6・13	教育厚生	7・1	原案可決
第 59 号	令和 6 年 3 月 31 日以前に給与事由の生じた退隠料等の年額の改定に関する条例	6・13	総務	7・1	原案可決

議案番号	件 名	上程等月日	付託委員会	議決等月日	摘 要
第 60 号	長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例の一部を改正する条例	6・13	総 務	7・1	原案可決
第 61 号	長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例及び長崎市債権管理条例の一部を改正する条例	6・13	総 務	7・1	原案可決
第 62 号	長崎市民会館条例の一部を改正する条例	6・13	教育厚生	7・1	原案可決
第 63 号	長崎県後期高齢者医療広域連合の規約の変更に関する協議について	7・1	一 審 議	7・1	原案可決
第 64 号	訴えの提起について	6・13	教育厚生	7・1	原案可決
第 65 号	財産の取得について（機械式ごみ収集車）	6・13	環境経済	7・1	原案可決
第 66 号	財産の取得について（イノシシ等侵入防止柵）	6・13	環境経済	7・1	原案可決
第 67 号	財産の取得について（高規格救急自動車）	6・13	総 務	7・1	原案可決
第 68 号	財産の取得について （高度救命処置用資機材等）	6・13	総 務	7・1	原案可決
第 69 号	財産の取得について（講座用ノートパソコン）	6・13	教育厚生	7・1	原案可決
第 70 号	財産の取得について（学習者用タッチパネル式ノート型パソコン）	6・13	教育厚生	7・1	原案可決
第 71 号	財産の無償貸付けについて（高島町）	6・13	環境経済	7・1	原案可決
第 72 号	市道路線の認定及び廃止について （認定 1 件、廃止 2 件）	6・13	建設水道	7・1	原案可決
第 73 号	あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について（深堀町 5 丁目）	7・1	一 審 議	7・1	原案可決
第 74 号	工事の請負契約の一部変更について （西町小学校改築主体工事）	6・13	教育厚生	7・1	原案可決
第 75 号	（仮称）長崎市三重学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部変更について	6・13	教育厚生	7・1	原案可決

議案番号	件 名	上程等月日	付託委員会	議決等月日	摘 要
第 76 号	令和 6 年度長崎市一般会計補正予算(第 2 号)	6・26	所 管 の 各 常任委員会	7・1	原案可決
第 77 号	監査委員の選任について	7・1	一 審 議	7・1	同 意
第 4 号 報 告	令和 5 年度長崎市一般会計継続費繰越計算書	7・1	一 審 議	7・1	報 告 済
第 5 号 報 告	令和 5 年度長崎市一般会計繰越明許費繰越計算書	7・1	一 審 議	7・1	報 告 済
第 6 号 報 告	令和 5 年度長崎市土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書	7・1	一 審 議	7・1	報 告 済
第 7 号 報 告	令和 5 年度長崎市水道事業会計継続費繰越計算書	7・1	一 審 議	7・1	報 告 済
第 8 号 報 告	令和 5 年度長崎市水道事業会計予算繰越計算書	7・1	一 審 議	7・1	報 告 済
第 9 号 報 告	令和 5 年度長崎市下水道事業会計継続費繰越計算書	7・1	一 審 議	7・1	報 告 済
第 10 号 報 告	令和 5 年度長崎市下水道事業会計予算繰越計算書	7・1	一 審 議	7・1	報 告 済
第 11 号 報 告	専決処分について（長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）	7・1	一 審 議	7・1	承 認
第 12 号 報 告	専決処分について（長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例の一部を改正する条例）	7・1	一 審 議	7・1	承 認
第 13 号 報 告	専決処分について（長崎市特定業務施設の移転又は拡充を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）	7・1	一 審 議	7・1	承 認
第 14 号 報 告	専決処分について（長崎市過疎地域の持続的発展を支援するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）	7・1	一 審 議	7・1	承 認
第 15 号 報 告	専決処分について（長崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	7・1	一 審 議	7・1	承 認
第 16 号 報 告	専決処分について（長崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）	7・1	一 審 議	7・1	承 認

議案番号	件名	上程等月日	付託委員会	議決等月日	摘要
第 17 号 報 告	専決処分の報告について（法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について（2件））	7・1	一 審 議	7・1	報 告 済
第 18 号 報 告	専決処分の報告について（目的物の価額が 300 万円以下の調停について（1 件））	7・1	一 審 議	7・1	報 告 済
第 19 号 報 告	専決処分の報告について（工事の請負契約の契約の金額の変更について（5 件））	7・1	一 審 議	7・1	報 告 済

○ 令和6年第3回定例会(9月)

議案番号	件名	上程等月日	付託委員会	議決等月日	摘要
第 78 号	教育委員会の委員の任命について	9・20	一 審 議	9・20	同 意
第 79 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	9・20	一 審 議	9・20	同 意
第 80 号	令和 6 年度長崎市一般会計補正予算（第 3 号）	9・2	所 管 の 各 常任委員会	9・20	原案可決
第 81 号	令和 6 年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	9・2	教育厚生	9・20	原案可決
第 84 号	長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例	9・2	教育厚生	9・20	原案可決
第 85 号	長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	9・2	総 務	9・20	原案可決
第 86 号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	9・2	総 務	9・20	原案可決
第 87 号	長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	9・2	教育厚生	9・20	原案可決
第 88 号	長崎市ふれあいセンター条例及び長崎市公民館条例の一部を改正する条例	9・2	総 務	9・20	原案可決
第 89 号	長崎市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例	9・2	教育厚生	9・20	原案可決

議案番号	件 名	上程等月日	付託委員会	議決等月日	摘 要
第 90 号	長崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例	9・2	教育厚生	9・20	原案可決
第 91 号	長崎市伊王島海水浴場交流施設条例及び長崎市伊王島ふれあい広場条例を廃止する条例	9・2	環境経済	9・20	原案可決
第 92 号	工事の請負契約の締結について (長崎ブリックホール調光器盤更新工事)	9・2	総 務	9・20	原案可決
第 93 号	工事の請負契約の締結について (端島炭坑跡護岸施設補強工事(その3))	9・2	環境経済	9・20	原案可決
第 94 号	工事の請負契約の締結について (日見大曲・宿町団地第1期整備事業)	9・2	建設水道	9・20	原案可決
第 95 号	工事の請負契約の締結について (小島小学校改築主体工事)	9・2	教育厚生	9・20	原案可決
第 96 号	工事の請負契約の締結について (小島小学校改築管工事)	9・2	教育厚生	9・20	原案可決
第 97 号	工事の請負契約の締結について (小島小学校改築電気工事)	9・2	教育厚生	9・20	原案可決
第 98 号	権利の放棄について	9・2	教育厚生	9・20	原案可決
第 99 号	市道路線の認定について(認定1件)	9・2	建設水道	9・20	原案可決
第100号	令和6年度長崎市一般会計補正予算 (第4号)	9・10	所 管 の 各 常任委員会	9・20	原案可決
第 20 号 報 告	令和5年度長崎市水道事業会計継続費精算報告書	9・20	一 審 議	9・20	報 告 済
第 21 号 報 告	専決処分の報告について(法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について(4件))	9・20	一 審 議	9・20	報 告 済
第 22 号 報 告	専決処分の報告について(訴訟物の価額が300万円以下の訴えの提起について(2件))	9・20	一 審 議	9・20	報 告 済
第 23 号 報 告	専決処分の報告について(目的物の価額が300万円以下の調停について(1件))	9・20	一 審 議	9・20	報 告 済
第 24 号 報 告	専決処分の報告について(工事の請負契約の契約の金額の変更について(3件))	9・20	一 審 議	9・20	報 告 済

○ 令和6年第4回定例会(11月)

議案番号	件名	上程等月日	付託委員会	議決等月日	摘 要
第 82 号	令和 5 年度長崎市水道事業会計決算	9・20	建設水道	11・26	認 定
第 83 号	令和 5 年度長崎市下水道事業会計決算	9・20	建設水道	11・26	認 定
第101号	令和 5 年度長崎市一般会計歳入歳出決算	9・20	所 管 の 各 常任委員会	11・26	認 定
第102号	令和 5 年度長崎市観光施設事業特別会計歳入 歳出決算	9・20	環境経済	11・26	認 定
第103号	令和 5 年度長崎市国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算	9・20	教育厚生	11・26	認 定
第104号	令和 5 年度長崎市土地取得特別会計歳入歳出 決算	9・20	建設水道	11・26	認 定
第105号	令和 5 年度長崎市中央卸売市場事業特別会計 歳入歳出決算	9・20	環境経済	11・26	認 定
第106号	令和 5 年度長崎市駐車場事業特別会計歳入歳 出決算	9・20	建設水道	11・26	認 定
第107号	令和 5 年度長崎市財産区特別会計歳入歳出決 算	9・20	総 務	11・26	認 定
第108号	令和 5 年度長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付 事業特別会計歳入歳出決算	9・20	教育厚生	11・26	認 定
第109号	令和 5 年度長崎市介護保険事業特別会計歳入 歳出決算	9・20	教育厚生	11・26	認 定
第110号	令和 5 年度長崎市生活排水事業特別会計歳入 歳出決算	9・20	建設水道	11・26	認 定
第111号	令和 5 年度長崎市診療所事業特別会計歳入歳 出決算	9・20	教育厚生	11・26	認 定
第112号	令和 5 年度長崎市後期高齢者医療事業特別会 計歳入歳出決算	9・20	教育厚生	11・26	認 定
第113号	令和 5 年度長崎市立病院機構病院事業債管理 特別会計歳入歳出決算	9・20	教育厚生	11・26	認 定
第114号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につ いて	12・13	一 審 議	12・13	同 意
第115号	令和 6 年度長崎市一般会計補正予算(第 6 号)	11・26	所 管 の 各 常任委員会	11・26	原案可決
第116号	令和 6 年度長崎市一般会計補正予算(第 7 号)	11・26	所 管 の 各 常任委員会	12・13	原案可決
第117号	令和 6 年度長崎市観光施設事業特別会計補正 予算(第 1 号)	11・26	環境経済	12・13	原案可決

議案番号	件名	上程等月日	付託委員会	議決等月日	摘要
第118号	令和6年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第119号	令和6年度長崎市土地取得特別会計補正予算（第1号）	11・26	建設水道	12・13	原案可決
第120号	令和6年度長崎市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	11・26	建設水道	12・13	原案可決
第121号	令和6年度長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第122号	令和6年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第123号	令和6年度長崎市診療所事業特別会計補正予算（第1号）	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第124号	令和6年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第125号	長崎市職員の修学部分休業に関する条例	11・26	総務	12・13	原案可決
第126号	長崎市職員の高齢者部分休業に関する条例	11・26	総務	12・13	原案可決
第127号	長崎市職員の自己啓発等休業に関する条例	11・26	総務	12・13	原案可決
第128号	長崎市職員の配偶者同行休業に関する条例	11・26	総務	12・13	原案可決
第129号	長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例	11・26	教育厚生	11・26	原案可決
第130号	修学部分休業等の制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例	11・26	総務	12・13	原案可決
第131号	長崎市職員退職手当条例の一部を改正する条例	11・26	総務	12・13	原案可決
第132号	長崎市手数料条例の一部を改正する条例	11・26	建設水道	12・13	原案可決
第133号	長崎市道路占用料条例等の一部を改正する条例	11・26	建設水道	12・13	原案可決
第134号	長崎市都市公園条例及び長崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例	11・26	建設水道	12・13	原案可決
第135号	長崎市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例	11・26	建設水道	12・13	原案可決
第136号	長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	11・26	総務	12・13	原案可決

議案番号	件 名	上程等月日	付託委員会	議決等月日	摘 要
第137号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	11・26	総 務	12・13	原案可決
第138号	長崎市高島いやしの湯条例を廃止する等の条例	11・26	総 務	12・13	原案可決
第139号	財産の交換について（上町）	11・26	総 務	12・13	原案可決
第140号	公の施設の指定管理者の指定について（長崎ブリックホール及び長崎市茂里町駐車場）	11・26	総 務	12・13	原案可決
第141号	公の施設の指定管理者の指定について（長崎市諏訪体育館）	11・26	総 務	12・13	原案可決
第142号	公の施設の指定管理者の指定について（長崎市民総合プール）	11・26	総 務	12・13	原案可決
第143号	公の施設の指定管理者の指定について（長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター）	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第144号	公の施設の指定管理者の指定について（長崎市夜間急患センター）	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第145号	公の施設の指定管理者の指定について（長崎市立白菊寮）	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第146号	公の施設の指定管理者の指定について（長崎市市民生活プラザ）	11・26	環境経済	12・13	原案可決
第147号	公の施設の指定管理者の指定について（長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館）	11・26	環境経済	12・13	原案可決
第148号	公の施設の指定管理者の指定について（長崎市体験の森）	11・26	環境経済	12・13	原案可決
第149号	公の施設の指定管理者の指定について（長崎ペンギン水族館及びたちばな漁港有料駐車場）	11・26	環境経済	12・13	原案可決
第150号	公の施設の指定管理者の指定について（長崎市高島ふれあい海岸飛島磯釣り公園）	11・26	環境経済	12・13	原案可決
第151号	公の施設の指定管理者の指定について（長崎市高島ふれあい海岸の高島海水浴場及び高島ふれあいキャンプ場）	11・26	環境経済	12・13	原案可決
第152号	公の施設の指定管理者の指定について（長崎市道の駅夕陽が丘そとめ）	11・26	環境経済	12・13	原案可決
第153号	公の施設の指定管理者の指定について（稲佐山公園及び長崎ロープウェイ）	11・26	建設水道	12・13	原案可決
第154号	公の施設の指定管理者の指定について（長崎東公園）	11・26	建設水道	12・13	原案可決
第155号	公の施設の指定管理者の指定について（長崎市総合運動公園）	11・26	建設水道	12・13	原案可決

議案番号	件名	上程等月日	付託委員会	議決等月日	摘 要
第156号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎公園)	11・26	建設水道	12・13	原案可決
第157号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市桜町駐車場)	11・26	建設水道	12・13	原案可決
第158号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市民会館地下駐車場)	11・26	建設水道	12・13	原案可決
第159号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎 市松が枝町駐車場及び長崎市松が枝町第2駐 車場)	11・26	建設水道	12・13	原案可決
第160号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市平和公園駐車場)	11・26	建設水道	12・13	原案可決
第161号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市松山町駐車場)	11・26	建設水道	12・13	原案可決
第162号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市築町二輪車等駐車場)	11・26	建設水道	12・13	原案可決
第163号	公の施設の指定管理者の指定について (市営住宅及び共同施設)	11・26	建設水道	12・13	原案可決
第164号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市立あじさい荘)	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第165号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市立わかな荘)	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第166号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市立すみれ荘)	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第167号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市立ひまわり荘)	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第168号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市立つばき荘)	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第169号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市立さくら荘)	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第170号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市立つつじ荘)	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第171号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市立式見荘)	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第172号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市福田地区ふれあいセンター)	11・26	総 務	12・13	原案可決
第173号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市立東望荘)	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第174号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市立しらゆり荘)	11・26	教育厚生	12・13	原案可決

議案番号	件 名	上程等月日	付託委員会	議決等月日	摘 要
第175号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市立香焼ひまわり)	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第176号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市蚊焼地区ふれあいセンター)	11・26	総 務	12・13	原案可決
第177号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市健康づくりセンター)	11・26	総 務	12・13	原案可決
第178号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市立舞の浜荘)	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第179号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市三重地区市民センター)	11・26	総 務	12・13	原案可決
第180号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎市科学館)	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第181号	公の施設の指定管理者の指定について (長崎 市北公民館及び長崎市チトセピアホール)	11・26	教育厚生	12・13	原案可決
第182号	公の施設の指定管理者の指定の一部変更につ いて (長崎市伊王島灯台記念館及び長崎市伊 王島海水浴場交流施設)	11・26	環境経済	12・13	原案可決
第183号	工事の請負契約の締結について (市道虹が丘町西町1号線橋梁上部工事)	11・26	建設水道	12・13	原案可決
第184号	工事の請負契約の一部変更について (新東工場整備運営事業 建設工事)	11・26	環境経済	12・13	原案可決
第185号	訴えの提起について	11・26	環境経済	12・13	原案可決
第186号	市道路線の認定について (認定2件)	11・26	建設水道	12・13	原案可決
第187号	令和6年度長崎市一般会計補正予算 (第8号)	12・13	所 管 の 各 常任委員会	12・13	原案可決
第188号	令和6年度長崎市観光施設事業特別会計補正 予算 (第2号)	12・13	環境経済	12・13	原案可決
第189号	令和6年度長崎市国民健康保険事業特別会計 補正予算 (第3号)	12・13	教育厚生	12・13	原案可決
第190号	令和6年度長崎市中央卸売市場事業特別会計 補正予算 (第1号)	12・13	環境経済	12・13	原案可決
第191号	令和6年度長崎市介護保険事業特別会計補正 予算 (第3号)	12・13	教育厚生	12・13	原案可決
第192号	令和6年度長崎市診療所事業特別会計補正予 算 (第2号)	12・13	教育厚生	12・13	原案可決
第193号	令和6年度長崎市後期高齢者医療事業特別会 計補正予算 (第3号)	12・13	教育厚生	12・13	原案可決

議案番号	件 名	上程等月日	付託委員会	議決等月日	摘 要
第194号	令和6年度長崎市水道事業会計補正予算 (第1号)	12・13	建設水道	12・13	原案可決
第195号	令和6年度長崎市下水道事業会計補正予算 (第1号)	12・13	建設水道	12・13	原案可決
第196号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例	12・13	総 務	12・13	原案可決
第25号 報 告	専決処分について（令和6年度長崎市一般会 計補正予算（第5号））	12・13	一 審 議	12・13	承 認
第26号 報 告	専決処分の報告について（法律上市の義務に 属する損害賠償の額の決定及び和解について （5件））	12・13	一 審 議	12・13	報 告 済
第27号 報 告	専決処分の報告について（工事の請負契約の 契約の金額の変更について（3件））	12・13	一 審 議	12・13	報 告 済

(3) 請願

受理番号	件 名	上程月日	付託委員会	議決月日	結果
請 願 第1号	難聴者の補聴器購入に係わる負担軽減を求める 請願について	3・4	教育厚生	3・15	不 採 択
請 願 第2号	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求 める意見書」の採択を求める請願について	6・21	環境経済	7・1	不 採 択
請 願 第3号	国に対し、「刑事訴訟法の再審規程（再審法）の 改正を求める意見書」の提出を求める請願につ いて	6・21	総 務	7・1	不 採 択
請 願 第4号	消費税インボイス制度の廃止を求める請願につ いて	6・21	総 務	7・1	不 採 択
請 願 第5号	「再審法改正を求める意見書」採択に関する請 願について	9・10	総 務	9・20	採 択
請 願 第6号	長崎市宮松山陸上競技場の現在地存続を求める 請願について	12・4	建設水道	12・13	不 採 択

(4) 陳情

受理番号	件 名	受理月日	所管委員会	審査月日
陳 情 第 1 号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情ⅩⅩⅡ、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情ⅩⅩⅠ及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情Ⅶについて	2・21	—	—
陳 情 第 2 号	現行の健康保険証の存続を求める陳情について （自治体意見書採択に向けた尽力のお願い）	5・28	総 務	6・25
陳 情 第 3 号	パレスチナ・ガザ地区での即時停戦に関する決議の採択を求める陳情について	6・13	教育厚生	6・25
陳 情 第 4 号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情ⅩⅧ、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情ⅩⅩⅡ及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情Ⅸについて	6・13	—	—
陳 情 第 5 号	長崎市宮松山陸上競技場の現在地存続に関する陳情について	8・22	建設水道	9・12
陳 情 第 6 号	「長崎市の子どもたちをいじめから守る取組」に関する陳情について	9・2	教育厚生	9・12
陳 情 第 7 号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情ⅩⅨ、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情ⅩⅩⅢ及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情Ⅹについて	9・2	—	—
陳 情 第 8 号	国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情について	11・19	教育厚生	12・6
陳 情 第 9 号	現行の健康保険証とマイナンバー保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないように求める陳情について	11・26	—	—
陳 情 第 10 号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情ⅩⅩ、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情ⅩⅩⅣ及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情Ⅺについて	11・26	—	—

3 委員会の月別開催状況

区分 委員会名	R6年(回)			月別開催状況(回)												会議時間 (時間:分)
	計	開 会 中	閉 会 中	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
合計	122	91	31	5 (5)	7 (1)	27 (0)	3 (3)	3 (3)	17 (1)	0 (0)	4 (4)	18 (0)	8 (8)	8 (6)	22 (0)	300:46
常任委員会	74	66	8		4 (0)	22 (0)			11 (0)			10 (0)	6 (6)	4 (2)	17 (0)	256:46
〔内訳〕 総務	20	18	2		1 (0)	6 (0)			3 (0)			2 (0)		3 (2)	5 (0)	79:2
教育厚生	19	17	2		1 (0)	6 (0)			3 (0)			2 (0)	2 (2)	1 (0)	4 (0)	66:29
環境経済	18	16	2		1 (0)	5 (0)			3 (0)			3 (0)	2 (2)		4 (0)	52:43
建設水道	17	15	2		1 (0)	5 (0)			2 (0)			3 (0)	2 (2)		4 (0)	58:32
議会運営委員会	19	13	6	2 (2)	3 (1)	2 (0)			3 (1)		1 (1)	5 (0)		1 (1)	2 (0)	7:59
特別委員会	29	12	17	3 (3)		3 (0)	3 (3)	3 (3)	3 (0)		3 (3)	3 (0)	2 (2)	3 (3)	3 (0)	36:1
〔内訳〕 子育て支援 (令和5年設置)	1	0	1	1 (1)												0:12
部活動の地域連携 のあり方検討 (令和5年設置)	1	0	1	1 (1)												0:22
長崎駅周辺交通対 策 (令和5年設置)	1	0	1	1 (1)												0:13
防災対策 (令和6年設置)	9	4	5			1 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (0)		1 (1)	1 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	13:15
部活動のあり方検 討 (令和6年設置)	8	4	4			1 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (0)		1 (1)	1 (0)		1 (1)	1 (0)	9:18
地域公共交通対策 (令和6年設置)	9	4	5			1 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (0)		1 (1)	1 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	12:41

※ () は閉会中の開催数を内書き

※会議時間については、現地調査の時間は含めていない。

区分 会議名	R6年(回)			月別開催状況(回)												会議時間 (時間:分)
	計	開 会 中	閉 会 中	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
各派代表者会議	4	0	4							1 (1)	1 (1)		1 (1)	1 (1)		1:22
世話人会	9	5	4		2 (1)				2 (1)		1 (1)	2 (0)		1 (1)	1 (0)	0:53
全員協議会	0	0	0													0:0

※ () は閉会中の開催数を内書き

4 委員会等の審査状況

(単位：件)

委員会名	区分	合計	審査案件													報告	調査	陳情
			小計	条例	予算	人事	決算	契約	財産の取得処分	その他	諮問	意見書	決議	附帯決議	請願			
合計		237	194	47	45		15	19	9	53					6	8	30	5
〔内訳〕	常任委員会	204	194	47	45		15	19	9	53					6	4	1	5
	総務	44	42	22	2		1	2	4	8					3	1		1
	教育厚生	78	74	15	20		6	9	2	21					1	1		3
	環境経済	29	27	2	5		2	4	3	10					1	1	1	
	建設水道	43	41	8	9		5	4		14					1	1		1
	分割付託	10	10		9		1											
	議会運営委員会	1														1		
〔内訳〕	特別委員会	32														3	29	
	子育て支援	2														1	1	
	部活動の地域連携あり方検討	2														1	1	
	長崎駅周辺交通対策	2														1	1	
	防災対策	9															9	
	部活動のあり方検討	8															8	
	地域公共交通対策	9															9	

※継続審査となった議案については、複数回審査を行った場合も1件とする。

5 委員会の行政視察状況

(1) 常任委員会行政視察

委員会・調査目的	派遣委員	期間	調査都市（調査先）・主な項目
総務委員会 行財政の効率的運営及び重要施策の推進について	木森 俊也、池田 章子 五輪 清隆、梅本けいすけ 平 たけし	4月22日 ～24日	和歌山市：和歌山城ホール 富山市：オーバード・ホールなど
	阿部のぞみ、岩永 敏博 澤勢みずき、永尾 春文	5月8日 ～10日	静岡市：マリナート（静岡市清水文化会館）など 豊島区：区民による事業提案制度など
教育厚生委員会 民生福祉、保健行政及び教育行政の充実について	福澤 照充、中西 敦信 平野 剛、向山 宗子 山口まさよし	4月22日 ～24日	神戸市：こども・若者ケアラー支援事業など 豊中市：図書館での一時保育事業など 寝屋川市：子どものいじめ防止対策
	浅田 真五、相川 和彦 野口 達也	5月15日 ～17日	新潟市：アグリ・スタディ・プログラム（農業体験学習プログラム） 柏市：在宅医療と医療介護連携の推進など 大和市：送迎ステーション事業など
環境経済委員会 環境行政の充実及び地域産業の活性化について	梅元 建治、柿田 正 武次 良治、久 八寸志 吉原 孝	4月22日 ～24日	倉敷市：倉敷美観地区における観光施策など 松山市：観光地への回遊性向上に向けた取組など
	山口たかゆき、梅原 和喜 高橋 佳子、都留やすとし 山谷よしひろ	5月20日 ～22日	大町市：森林環境譲与税を活用した取組など 長野市：長野市バイオマス産業都市構想など
建設水道委員会 都市基盤及び住環境の整備のさらなる充実について	竹田 雄亮、林 広文 山崎 猛、山下 巖記 山本 信幸	5月13日 ～15日	北広島市：ボールパーク構想推進事業など 小樽市：小樽港長期構想など
	森きょうへい、井上 重久 大石ふみき、筒井 正興 中山 大	4月24日 ～26日	浜松市：リノベーションまちづくりなど 宇都宮市：都心部まちづくりビジョンなど

(2) 議会運営委員会行政視察

委員会・調査目的	派遣委員	期間	調査都市（調査先）・主な項目
議会運営委員会 議会運営について	山谷よしひろ、梅元 建治 五輪 清隆、平 たけし 武次 良治、林 広文 吉原 孝、毎熊 政直 相川 和彦	7月22日 ～24日	姫路市：議会活性化の取組状況 和泉市：〃

(3) 特別委員会行政視察

委員会・調査目的	派遣委員	期間	調査都市（調査先）・主な項目
防災対策特別委員会 防災対策について	梅原 和喜、井上 重久 梅本けいすけ、中西 敦信 森きょうへい	7月16日 ～18日	仙 台 市：仙台市災害時受援計画・応援計画など いわき地方振興局：いわき市内における被災・復興の状況 (小名浜漁港を含む)
	澤勢みずき、竹田 雄亮 久 八寸志、向山 宗子 山崎 猛	7月17日 ～19日	岡 山 市：西日本豪雨災害の対応及びその後の防災対策など 神 戸 市：防災対策（地震・津波対策、風水害対策等）など
部活動のあり方検討特別委員会 部活動のあり方検討について	柿田 正、浅田 真五 高橋 佳子、福澤 照充	7月16日 ～18日	豊 田 市：部活動の地域移行 掛 川 市： 〃 静 岡 市： 〃
	池田 章子、大石ふみき 木森 俊也、筒井 正興	7月16日 ～18日	岐 阜 市：部活動の地域移行 彦 根 市： 〃 神 戸 市： 〃
	柿田 正、浅田 真五 池田 章子、大石ふみき 木森 俊也、高橋 佳子 筒井 正興、福澤 照充	10月18日	長 与 町：部活動の地域移行
地域公共交通対策特別委員会 地域公共交通対策について	山本 信幸、岩永 敏博 永尾 春文、山口まさよし 山下 巖記	7月24日 ～26日	池 田 市：オールドニュータウンにおける超低負荷型M a a S N P O法人くちない：N P O法人くちない
	中山 大、都留やすとし 野口 達也、平野 剛 山口たかゆき	7月10日 ～12日	春日井市：春日井市地域公共交通計画 小 松 市：小松市ライドシェア「i - C h a n」の運行

6 他都市からの行政視察受入状況(令和7年2月中旬現在)

令和6年度行政視察受入実績

○ 延べ団体数及び人数

延85団体 722人(議員 602人、理事者 50人、随員 70人)
(受入れ実施期間: 令和6年4月17日～令和7年2月6日)

[参考]

R5年度: 延91団体 683人

R4年度: 延68団体 488人

○ 都道府県別件数

都道府県名	受入団体数	内中核市数	都道府県名	受入団体数	内中核市数	都道府県名	受入団体数	内中核市数
北海道	4	(1)	東 海	12	(1)	九 州	10	(5)
東 北	7	(5)	静 岡	5	(0)	福 岡	1	(0)
青 森	2	(2)	愛 知	3	(0)	佐 賀	0	(0)
岩 手	0	(0)	三 重	1	(0)	長 崎	1	(1)
宮 城	1	(0)	岐 阜	3	(1)	熊 本	2	(0)
秋 田	2	(1)	近 畿	4	(0)	大 分	1	(0)
山 形	1	(1)	大 阪	1	(0)	宮 崎	3	(3)
福 島	1	(1)	京 都	0	(0)	鹿 児 島	1	(1)
北信越	6	(2)	滋 賀	2	(0)	沖 縄	1	(0)
新 潟	2	(0)	兵 庫	1	(0)	その他	1	
富 山	1	(1)	奈 良	0	(0)	合 計	85	(22)
石 川	0	(0)	和歌山	0	(0)	その他は外国からの訪問		
福 井	2	(1)	中 国	8	(1)			
長 野	1	(0)	鳥 取	0	(0)			
関 東	29	(6)	島 根	1	(0)			
東 京	8	(0)	岡 山	1	(0)			
神奈川	5	(0)	広 島	4	(1)			
山 梨	2	(1)	山 口	2	(0)			
茨 城	1	(0)	四 国	4	(1)			
栃 木	2	(1)	徳 島	1	(0)			
群 馬	1	(1)	香 川	2	(1)			
埼 玉	4	(2)	愛 媛	1	(0)			
千 葉	6	(1)	高 知	0	(0)			

○ 種類別視察都市数

中核市	22	25.9%
特定第三種漁港	1	1.2%
施行時特例市	4	4.7%
政令指定都市	16	18.8%
その他の都市	38	44.7%
都道府県	3	3.5%
議長会・一部事務組合議会	1	1.2%
合 計	85	100.0%

○ 調査事項ランキング

順位	調査事項	所管部局等	件数
1	まちぶらプロジェクト	ま ち づ く り 部	17
2	観光行政	文 化 観 光 部	11
3	長崎スタジアムシティプロジェクト	企 画 政 策 部	10
4	平和行政・平和教育	原 爆 被 爆 対 策 部 教 育 委 員 会	9
5	新庁舎建設	総 務 部	8

海外行政視察報告

令和6年度海外行政視察の報告について

令和6年度に海外行政視察を行った議員より報告書の提出がありましたので、報告いたします。

〔令和6年度海外行政視察一覧〕

期間	視察・訪問都市	件 名	視察議員	掲載頁
11月18日 ～11月23日 【6日間】	〔デンマーク〕 コペンハーゲン 〔フィンランド〕 ヘルシンキ	欧州専門調査	山崎 猛	30

公職研主催 令和6年度欧州専門調査報告

- 1 派遣議員 長崎市議会議員 山崎 猛
- 2 研修主要テーマ 脱炭素先進国における戦略的な街づくりを学ぶ
- 3 派遣期間 令和6年11月18日（月）～11月23日（土）
- 4 派遣先 デンマーク（コペンハーゲン）
フィンランド（ヘルシンキ）
- 5 研修の概要 下記のとおり

【訪問都市の概要】

今回の欧州専門調査は、デンマークの首都コペンハーゲンと、フィンランドの首都ヘルシンキを訪れた。環境先進国の多い北欧の中でも、デンマークは再生可能エネルギーが発電量に占める割合が8割以上と際立っている。2050年までにはこれを100%にしている。フィンランドは毎年世界幸福度ランキングで1位になるなど、「世界で最も幸せな国」として知られている。質の高い医療や教育の機会が均等に行き渡るなど、福祉国家としても有名である。



【視察日程】

	月日(曜)	地名	現地時刻	交通機関	スケジュール	食事
1	2024年 11月18日 (月)	東京(羽田) 東京(羽田)発	18:55 21:55	AY062	羽田空港集合 空路、ヘルシンキ経由、コペンハーゲンへ 【所要時間:13時間5分/時差:日本より-7時間】 <機中泊>	朝:× 昼:× 夜:機内食
2	11月19日 (火)	ヘルシンキ着 ヘルシンキ発 コペンハーゲン着	4:00 7:10 7:55 14:00 17:00	AY951 専用車	ヘルシンキで乗継後、コペンハーゲンへ 空路、コペンハーゲンへ 【所要時間:1時間45分/時差:ヘルシンキへより-1時間】 コペンハーゲン到着後、市内視察 (コペンハーゲン市庁舎【O】、チボリ公園【O】、 ストロイエ【O】、ニューハウン【O】、等) ミデルグルンデン視察 ホテル到着(予定) <コペンハーゲン泊>	朝:機内 昼:× 夕:×
3	11月20日 (水)	コペンハーゲン発 ヘルシンキ着	午前 8:40 11:15 16:15	専用車 AY952 専用車	空港へ 空路、ヘルシンキへ 【所要時間:1時間35分/時差:コペンハーゲンへより+1時間】 着後、ヘルシンキ市内視察 (ヘルシンキ大聖堂【O】、ウスペンスキー寺院【O】、 テンペリアウキオ教会【O】、ハカニエミマーケット【O】、等) ホテル到着(予定) <ヘルシンキ泊>	朝:○ 昼:× 夕:×
4	11月21日 (木)	ヘルシンキ滞在	午前 午後	専用車	高齢者施設訪問またはレクチャー(調整中) 自由視察 <ヘルシンキ泊>	朝:○ 昼:× 夕:×
5	11月22日 (金)	 ヘルシンキ発	 15:00 17:55	 専用車 AY061	出発まで自由視察 ホテルチェックアウト 12:00 ホテル出発後、空港へ 空路、帰国の途へ 【所要時間:13時間30分/時差:ヘルシンキ+7時間】 <機中泊>	朝:○ 昼:× 夕:機内
6	11月23日 (土)	東京(羽田)着	14:25		通関手続き終了後、解散	昼:機内

【1日目 コペンハーゲン】

ストロイエ、クリスチャンボー城、ニューハウン、コペンハーゲン市庁舎、チボリ公園、コペンヒル、ミデルグルンデン（洋上風力発電）等

コペンハーゲンは北欧最大の都市で、人口は約 76 万人。歴史的な建物と現代的な建築が混在している。前述のとおり環境先進国として有名で、その一翼を担っているのが、都市レベルでの自転車インフラ整備及び脱炭素の取り組みである。

2011 年には、2025 年に世界一の自転車都市を目指して、自転車政策を発表し、10 年間で約 2 億ドル（約 287 億円）を自転車インフラに投資している。また、脱炭素の取り組みについては象徴的な 2 か所の発電所を視察で訪れることができた。世界幸福度ランキングはフィンランドに次いで 2 位である。

研修視察①

●コペンヒル（廃棄物発電所）：コペンハーゲン市の約 3 万世帯に電気を、約 7 万 2000 世帯にセントラルヒーティング（熱源装置でつくった温水がパイプを通じて送り込まれる暖房システム）を供給している。ルーフトップが天然芝・人工芝ミックスのスキー場になっており、頂上付近にはカフェ・バーがあり、テラス席でドリンクも楽しめる。また、建物の側面には 85m のクライミングウォールがあり、ロッククライミングもできる。

・複合的な機能

アマーという工業地帯に、高さ 85m、屋上の緑地が 1 万 m²、全長 450m という巨大施設。

・誕生の背景

2011 年、築 50 年の廃棄物発電プラント「アマー・バッケ」建て替えのためのコンペが行われ、満場一致で優勝したのは、世界的に活躍するデンマークの建築家、ビャルケ・インゲルス氏が率いる BIG 建築事務所。BIG のアイディアはアマー・バッケの屋根にスキー場をつくり、コペンハーゲンに新たなランドマークをつくるというもの。このコペンヒル完成までにかかった年月は 9 年、費用は約 5 億ユーロ。

・廃棄物発電プラント

このプラントでは、年間 44 万 t の廃棄物をクリーンなエネルギーに変換し、地域の 15 万世帯に電力と地域暖房を届けている。地域暖房とは、地域内の建物群に地域冷暖房プラントから、温水・蒸気などを地域導管を通して供給し、暖房・給湯などを行うシステムのこと。

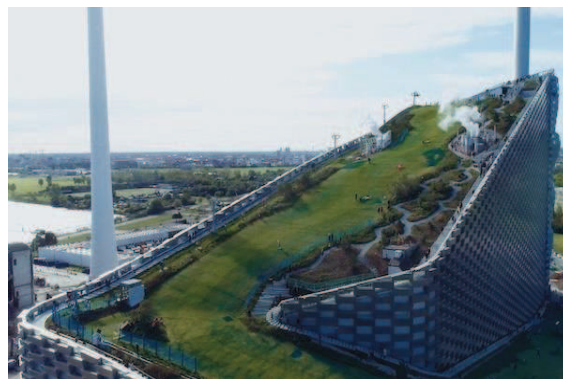
- ・エネルギーへの変換

廃棄物のエネルギーの 90%は高圧蒸気に変換され、2 つのボイラーでつくられる蒸気は摂氏 440 度の高温になる。さらにスチーム・レールと呼ばれる蒸気パイプに集められて、そこから蒸気タービンに送られる。発電量は最大 63MW。ちなみに、100MW は約 3 万 1,000 世帯分の年間消費電力量に相当。

- ・地域への暖房供給タービンが蒸気から圧力と熱を奪っても熱エネルギーはまだ残っており、その残ったエネルギーは地域熱交換器で利用される。熱交換器では、地域暖房用の水が加熱され、地域暖房ネットワークに送られる。水中の熱が消費者によって利用されると、水は戻されて再び加熱されるしくみ。この地域暖房の生産量は最大 247MW。



コペンヒル遠景



コペンヒル屋上

研修視察②

●ミデルグルンデン（洋上風力発電）：コペンハーゲン沖約 3 kmにある風力発電所。この洋上電力発電 20 基の風力タービンが建設されたのが 2000 年であり、2001 年から稼働している。発電用風車の支柱の高さは 64m、回転翼の直径は 76m、全体の高さは 102m で、1 基当りの発電能力は 2MW で、発生した電力は長さ 3.5 km の海底ケーブルを経由して陸上まで送られる。

- ・合計発電量

合計発電量は 40 MW。コペンハーゲンで消費される電力の 3%以上を供給し、欧州で最大の海上風力発電能力を持つ。（ちなみに日本の風力発電は北海道・東北などに設置されており、全体のエネルギー量の約 0.8 %を発電）

- ・出資

91 年の洋上風力発電所ビンデビーの際に功を奏した「協同組合方式」を大規模な洋上風力発電にも持ち込んだミデルグルンデンは、環境意識

の高まりに加え、売電収益で配当が得られて税制優遇も受けられるという実益も相まって人気となり、8千人以上の出資が集まった。北側10基をコペンハーゲン・エネルギー公社が所有し、南側10基をミデルグルンデン風力発電協同組合が所有している。

・稼働

風速3mから稼働して、25mを超えると徐々に止まり、30mで完全にストップする設計になっており、耐用年数は20年。今現在22年経過しているが問題は無いとのこと。今後は既設を使用しながら、大きな施設に取り替えを予定。また、現在これよりも大きな高さ270m、直径230mの風力発電を建設中で、1基当りの発電能力は15MWで、ミデルグルンデンの7.5倍の発電量となる。工事費は1億7千クローネ（日本円3億7千万円）、工事期間は規模の大小変わらず、制作から設置まで1年。

・日本との比較

日本はデンマークに比べて開発が遅れているが、北海道や九州地方でプロジェクトが進行しており、近年急速に進展している。（2022年度電源構成で風力発電が占める割合は日本約0.9%、デンマーク81.4%）政府の支援で比べると、日本は長期的戦略が示されておらず、デンマークは2050年までに電力を100%再生可能エネルギーに転換することを掲げている。日本の技術は安全及び効率性を重視しているが、デンマークのような大規模な施設や効率的なシステムに至るにはまだまだ課題が多い。

協同組合のヤンス氏（79才）から、風力発電の設置までの経緯について話を伺った。

以下ヤンス氏の話

「海上に風力発電施設を設置すると決まった当初、自然環境団体から激しく抗議を受けた。コウモリやダチョウが羽に当たって死ぬのではないかとなどの抗議に、様々な対策を講じて解決をしてきた。



洋上の風車

（25年間で死んだのは1羽のみ）協同組合にはヤンス氏の他約8千人の市民が出資しており、一般市民からの反対は無かった。」

研修視察考察

前述のとおり、デンマークでの再生可能エネルギーが発電量に占める割合は8割以上と世界的に見ても抜きん出ているが、今回2つの施設を視察させていただき、さすがの環境先進国だと思った。特に複合施設が注目されていて、風力発電とバイオマス発電とを組み合わせたもので、効率的かつ持続可能なエネルギー供給を実現していた。デンマークの国民性として、環境保護や持続可能エネルギーに対する強い意識があり、これにより再生可能エネルギーの利用が進んでいて、国全体でのエネルギー自給率が高まっている。コペンハーゲンも寒冷地だが、人々は自転車移動が主になっていて、健康増進にも役立っているそうである。長崎市では平地も少なく、難しい点も多々あるが、身近なところでのゴミの分別やなるべく公共交通機関を使用しての通勤等、自分たちが今できることを改めて見直していくことから始めていかなければならない。

また、コペンヒルもミデルグルンデンも、住民参加型のコンペや出資により実施されているところが素晴らしいと思う。ちまたでよく言われる「お役所しごと」ではなく、地域や住民にとって本当に必要で有効なものを、当事者を交えて考え、提案し、選び、決定していく。ひとつひとつの事業の芯に当事者目線があると思う。

そして、観光地としても参考にすべき点が多数ある。コペンハーゲンの観光団体は、2019年にニューハウンを主要な観光地のひとつとして宣伝することをやめると決定し、一極集中ではなくよりまんべんなくコペンハーゲンを体験してほしいとの願いから、自転車や公共交通を使ってコペンハーゲン郊外や周辺都市への訪問を促すなど、コペンハーゲンの中心市街地以外の訪問先を観光客に提案している。さらに、主要な観光地でよく見られる、市民が観光客に対し否定的であるという大きな課題もコペンハーゲン市民は、80%以上が旅の目的地としてコペンハーゲンが宣伝されることを支持しており、世界中の人々がコペンハーゲンを選んでいることを誇りに感じているということがわかっている。

共存・共栄・共創を大切にするコペンハーゲンの観光地としての在り方はぜひ参考にしたいところである。

市内視察

●ストロイエ：世界で初めての歩行者天国と言われており、市庁舎前広場からコンゲンス・ニュートー広場までを結ぶショッピングストリートで、カフェやショップなど、多くの店舗が立ち並ぶ。

●クリスチャンボー城：デンマーク王室及び政府の迎賓館として使われているほか、国会議事堂や内閣府、最高裁判所など、デンマークの三権に関する施設が置かれている。ちなみにデンマークの国会議員は 179 名、40%が女性で平均年齢は 46.7 才である。

●ニューハウン：新しい港という意味で、人魚像でも有名。デンマークは古い壁面を残して新しい建物を作るという考えがあり、この地域には 3 つのルールが設けられている。壁面色は変えない、屋号は変えない、船のマストは木製、この 3 つの景観を重視した決まりがカラフルな街並みをつくっている。



ニューハウンのカラフルな景観

●コペンハーゲン市庁舎：1892 年から 1894 年にかけて建設され、ネオ・ゴシック様式で設計されている。特にその時計塔は市のシンボルとなっている。ミッシェル・デ・クラーク設計の尖塔は高さ 105.6m。街の景観を損なわないために、市庁舎の塔より高い建物を建ててはいけないという条例がある。

●チボリ公園：世界的に有名なテーマパークで 1843 年に開園した世界最古の遊園地。日が長い夏は夜 11 時までオープンしていて、11 月中旬から 12 月 23 日まで開催されるクリスマス市では、園内が 1 万個のイルミネーションで彩られて幻想的。

【2 日目 ヘルシンキ①】

ハカニエミマーケットホール、ヘルシンキ大聖堂、ウスペンスキー寺院、テンペリアウキオ教会

ヘルシンキは美しく清潔感にあふれた、バルト海に面した港町である。ヘルシンキ大聖堂が中心部の高台にそびえ立ち、街のシンボルになっている。面積 210 m²、人口 67 万人ほどで日本の首都東京に比べても、広さも人口密度もぐっと少なく、のんびりと穏やかなムードが漂う。

教育の質が高い北欧のイメージどおり、ヘルシンキには 190 の総合中等学校と 41 の高等学校、15 の職業訓練機関があり、41 の高等学校の半数は私立か国立で、残りの半数は自治体運営の公立である。高等教育は 8 の大学と 4 のポリテクニクにより提供されている。フィンランドの教育制度で最も特徴的なことは、6 歳の就業前教育から大学まで一貫して無償なことである。

市内視察

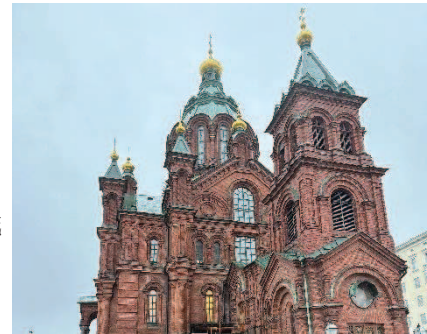
●ハカニエマーケットホール：ヘルシンキにある市場の中でも地元の食材を楽しめる老舗市場。1914年開業と長い歴史をもち、地元の人々からも愛されている。ここでサーモンスープをいただく。



サーモンスープ

●ヘルシンキ大聖堂：優美な白亜の外壁と緑色の5つのドームが今も昔もヘルシンキの街をやさしく見守っており、街のランドマークにもなっている。ドイツ人建築家のカール・ルートヴィヒ・エンゲルにより設計され、1852年に完成した当時はニコライ教会と呼ばれていたが、1959年に現在の名称に改称された。正面の祭壇画の反対側に5,614本のパイプオルガンが設置されている。

●ウスペンスキー寺院：北欧最大規模を誇るフィンランド正教会。ロシア帝国の建築家アルクセイ・ゴルノスターエフの設計により1862年から1868年にかけてカタヤノッカ半島の丘陵地に建立された。聖堂の地下には第2次世界大戦中にソ連軍の空爆からの避難所として地元の消防団が掘削した防空壕が残っている。現在では内部の温度変化が少ないことに注目した電力会社が数百台のサーバーを設置し、その熱を周辺地域の温水暖房に利用している。教会の立つ丘からはヘルシンキの街が一望できる。



ウスペンスキー寺院

●テンペリアウキオ教会：天然の小さな岩山をくりぬいて造られた福音ルーテル派の個性的な教会。内部の壁はそのまま利用され、直径24mの銅板で天井が覆われている。その独特の形状から音響効果の良さに定評があり、コンサート等にも使用されていて、素晴らしい空間であった。

【3日目 ヘルシンキ②】

社会福祉についてのレクチャー、カップリ、デザイン博物館、聖ヨハネス教会、カンピ礼拝堂

研修レクチャー

●フィンランド社会福祉専門家の話：フィンランドの社会福祉について、現地で活躍している社会福祉の専門家に話を伺った。

《出産育児について》

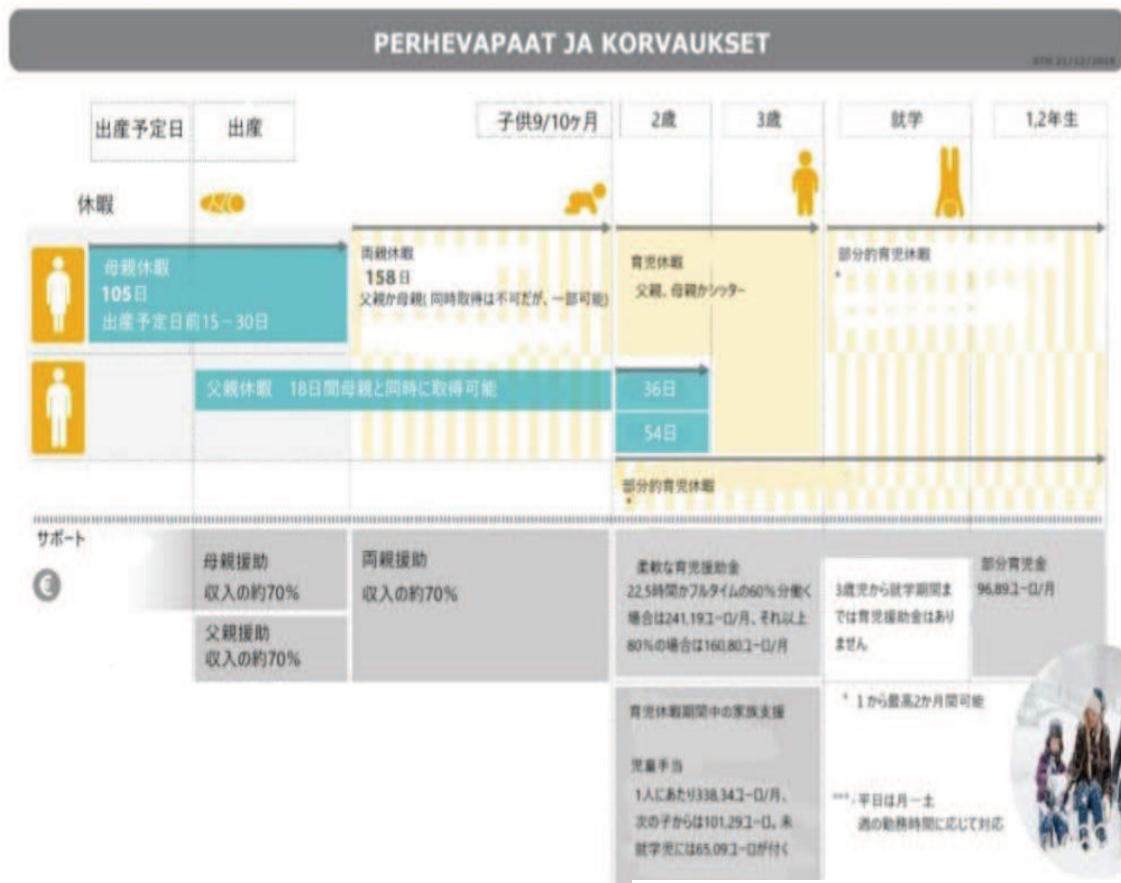
・フィンランドの出生率も 1.26 と日本と同じく低下している。20 代女性の出生数が激減していることが主な低下の原因で、高齢出産化しているところも日本と同じである。家族支援政策は子を持つ家族には効果があったかもしれないが、本来の目的である出生率の上昇には結びついていない。

・“ネウボラ”とは、アドバイスの場という意味で、妊娠期から就学期までのこどもの健やかな成長、発達の支援にとどまらず、母親、父親、きょうだい家族全体の心身のサポートも目的としている。長崎市でいうところの子育て支援センターをイメージさせる。

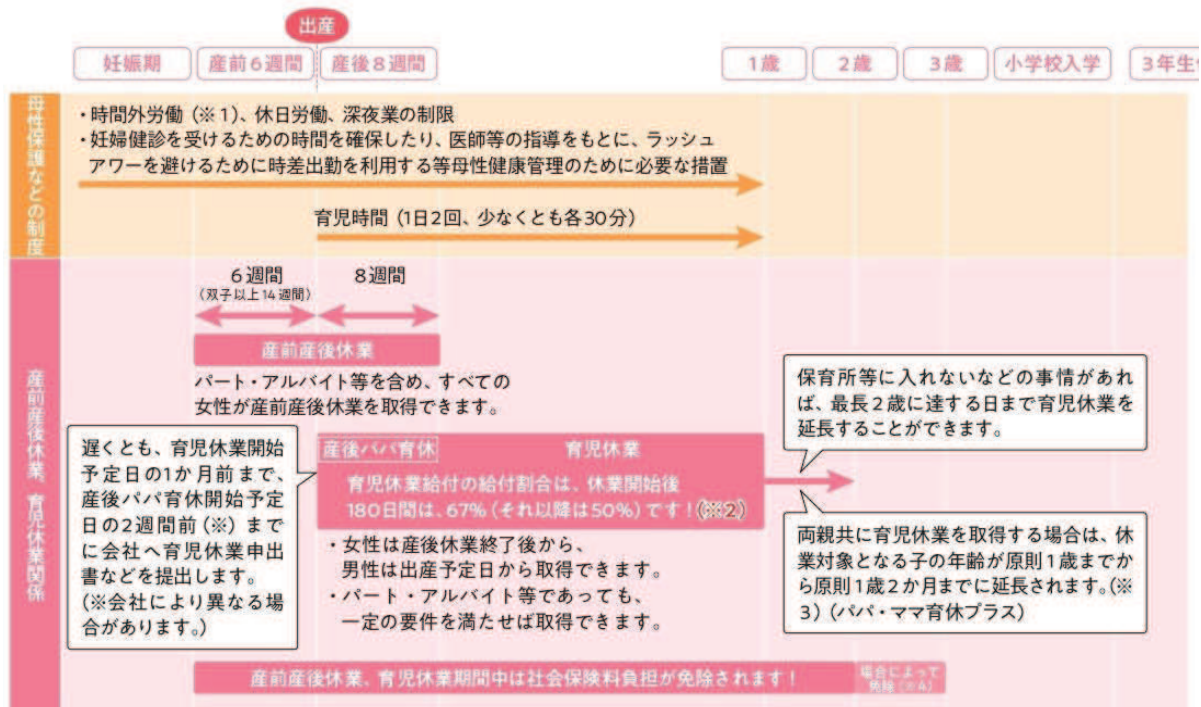
・フィンランドでは出産予定日前 15 日～30 日を起点に産後 105 日までの産前産後休暇を取得できる。その後の両親の休暇は父母のどちらかが取得でき、父親休暇は、出産日から 10 カ月の期間に 18 日間母親と同時に取得できる。妊娠が判明した時点ですぐに前項であげた“ネウボラ”がサポートに入る。高学歴の女性が多く社会的地位の高い妊婦も少なくない。産後の職場復帰までは主に 10 カ月で、延長した育休中にスキルアップし、転職する女性もいる。ネウボラの支援が手厚く、親子はこもりきりにはならず、心身ともに元気な母子が多い。

・プライマリーケアとは、簡単に言うと、普段から何でも診てくれ、相談に乗ってくれる身近な医師による医療で、フィンランドでは病気になると緊急の場合を除いて、まず居住している地区にある健康センターに行く。そこで看護師による問診や、医師の診療、必要に応じて X 線検査などの初歩的な検査、リハビリを受ける。健康センターは、病気等の診療だけではなく、健康診断の結果についての相談から、予約なしのネウボラ支援など、全体としてファミリーセンター化している。

余談だが、地方自治体が健康センターで働く医師に給料を支払っており、二次、三次医療を担当する「総合病院（緊急時の医療含む）」の場合も、複数の地方自治体、また国からの補助によって、医師の給与が支払われ、出来高払いにより病院経営が潤うわけではないので、医師が過剰な治療をするインセンティブが働き難い。患者から過剰な医療費を取るよりも、医療水準を保ち地方政府に信頼を持たせることによって、住民が納得して高い税金を納めていると推測される。



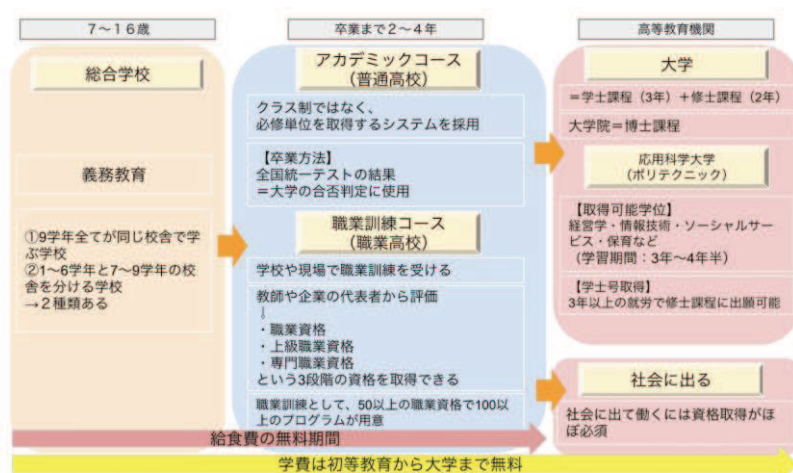
講師資料より:フィンランドの産前産後休暇



厚生労働省資料「働きながらお母さんになるあなたへ」より

《教育》

- ・フィンランドでは、幼少期から自分で選択し、自分の気持ちを発する場面が当たり前に身近にあり、主体的であることが常である。学習課題や進路についても見通しをもって取り組み、日本のように“周囲に流される”ことが少ない。自分の人生に主体的であることの象徴として、生涯学習にも意欲的である。働きながら学習し、離職率が高いが、大きな職種の鞍替えは無く、転職＝ステップアップであることがうかがえる。
- ・さらなる教育の平等や高スキル人材の実現のため、フィンランドの義務教育は2021年に18歳まで拡充された。



参考：フィンランド教育の特徴とは？サイトより

- ・不登校や高等学校の中途退学生徒の居場所として専門学校のフリースクールがあり、（TUVA）“居場所”であり“学校”である。教師は養護学校の教師の資格を持ち、なんでも屋のような役割。クラス編成は主担任2人、副担任2人、補助1人に対してこども17〜20人。
- ・高等学校を卒業し、すぐに大学に進学するのではなく、それぞれ将来の見通しが決まり何を学びたいか決まった時点で大学に入学する。大学生の平均年齢が30才であることと、義務教育卒業年度に進学しない率が72%であることから、卒業＝進学ではないことが顕著である。一方、高等学校は日本でいう大学のような位置づけでゼミやクラスなど、自分で時間割を作り、自分の学びを深めていく。

フィンランドはもともと貧困国家だが、大学まで無償となることで、両親の財力に左右されずに学ぶことができる。日本で課題となっている教育格差が生まれない仕組みである。また、フィンランドでは現在、大きな貧富の差がなく、生涯を通して昔からの友人と大切に付き合っていくことができる。

- ・幼少期から何度も手にする成績表だが、その後のこどもたちのためには役立っていない。教科書の内容理解度以外に生きる術が書かれている

ような新しい成績表を目指している。履歴書のように、頑張っているところや伸びているところ、自身の強みを記載し、また、“より集中できる環境”から“ストレスがかかると甘いものを食べすぎるから、気づいたら悩みを聞いてあげてほしい”などの個別の内容まで記載する。

勉強のみの成績表だと、悪い評価の成績表を受け取り続けているこどももいるが、1つのネガティブな内容に対して3つのポジティブな内容を盛り込んでいき、成功体験を可視化する。自分だけで自分を理解することはできない。周囲のフィードバックをもらい理解していく。「わたしの取扱い書」として、生涯を通して活用するイメージ。

《仕事》

・ラヒホイタヤは1993年から運用されているフィンランド独自の資格制度。医療福祉の分野にまたがる基礎資格となっており、これを保有していれば介護・保育・看護の分野で幅広く活躍することができる。2年間学校に通い資格を取得することで、高齢者やこども、障がい者等、ケアを必要とするすべての人に関わることができる。ラヒホイタヤで入社すると「昇格」が無いが、就労後に再度自らの学びたい大学に通い、スキル向上や資格を取得して戻ることも可能。働いている人だけ対象の学習契約なるものがあり、学習のコースについての料金は国が払う。

STRATEGY 2030



- 自分で進んで行動出来る
- 批判的思考
- 2か国語以上が話せるのが理想的
- 自分の取扱書を持っている
- 多文化の環境に柔軟に対応出来る
- ITを使いこなすことが出来る
- 生涯学習に意欲的

フィンランド社会が求める人物像

講師資料より:フィンランド社会が求める人物像

《精神》

・「世界で最も幸せな国」として知られていながらも、実はうつ病が多い。自殺率からみても、フィンランドはEUの平均を超える自殺率を記録している。世界の自殺率ランキングでも10位に位置している。日照時間が短く、ビタミンDの接種量が少ないことも原因の一因であると言われている。また、寒い国であることから、体を温めるために強いアルコールを飲む習慣が根付いており、アルコール依存症になりやすい

背景ももっている。近年アルコール依存やマリファナ等は減少傾向にある。喫煙率が高い。通称ポップコーン肺（閉塞性細気管支炎）が多く、喘息気味な人が多い。確かに街中でも非常に多く喫煙者を見かけた。

研修視察考察

「わたしの取扱い書」というところがとても印象に残った。「自分のことを理解して、他人もあなたのことを理解して、お互いに自分らしくありながらも、一緒に何かをやり遂げるための補助アイテム」ということだった。「自分のことを理解する」ということは特に幼児教育でも大事な部分であると常々感じている。「自分はそのままの自分でいいのだ」と思える自己肯定感のためにも、こどもは身近な存在である親から愛されることが何よりも大切であり、自分のすべてを受け止めてもらうことで心の安定感を得て、自分に自信を持つ。親をはじめとするまわりの人に大切にされれば、こどもも親やまわりの人たちを大切にし、思いやる心が芽生えてくる。そこが土台となり、この土台なしに自己理解・他者理解はなしえないと思った。

また教育・福祉における国の考えに違いも感じた。フィンランドは税金が高いことでも有名だが、その分教育や福祉が充実している。使い道が明確に示され、効率的でシンプルな考え方が国民性とマッチしているのだとも思う。ラヒホイタヤのように医療や福祉の分野で働く人たちの給料や学びの場をきちんと保障するシステムがあれば、介護職が不足、福祉職が不足、等の問題も解決できるのではないか。

ジェンダーレスや女性の地位向上など、日本で長きにわたり取り上げられている課題についても、フィンランドは先進的である。まだまだ子育ては女性がするものという考え方がある日本は、いったいいつになったら保健センターに男性がいても当たり前になるのだろうか。育メンなどと軽い言葉でごまかしてないで、フィンランドのような国づくりをしていかなければ出生率も上がらないのではないかと思う。

フィンランドは「先進的」と表現したが、わざわざ議題に取り上げるまでもなく、当たり前になら男女差は無く、こどもの頃から主体的であることと無関係ではないと感じる。近頃日本で話題の夫婦別姓についても“選択性”であり、女性の地位の高さや生涯学習や転職に対して意欲的であることから、「自分で選ぶ」ことがごく普通であるということがうかがえる。

世界幸福度調査の指標の1つとして「人生における選択の自由度」というものがあり、フィンランドが「世界で最も幸せな国」であることは、言い換えれば「自分自身が自分の人生を選ぶことができる国」であると

言えるのではないか。日本のように学生⇒社会人のようにライフステージを区切るのではなく、変わり続け、選択し続けるものとして人生を捉えているフィンランドは、一旦立ち止まってじっくり考える時間を持つことも“選択肢”の中にある。年齢や学業成績のみで進む方向を決めるのではなく、自分自身が納得のいく選択を自分のペースで重ねていくことが重要であるという考えが浸透している。

みんなと同じが良いとするような風潮のある日本では、各ステージの区切りをなくした自由な意思決定は、難しくプレッシャーに感じる人もいるだろう。「選択性」の人生を歩むことは、急にはできない。やはり、幼少期からの自己理解・他者理解を経ての自己決定力を養うこと、そして国や行政をあげての教育システムの整備も見直しが必要だ。

講師の話聞いた後、近くの保健センターと高齢者のデイサービスセンターを見学させてもらった。



保健センター内



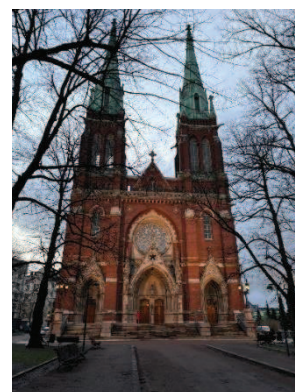
廊下にも工夫がされている

自由視察

●カッペリ（Koppeli）は 1840 年創業の歴史あるレストラン。現在の建物は 1867 年に建てられた。神殿風の入り口と大きなガラス張りのクラシックレストラン。エスプラナーディ公園の一角にある。

●デザイン博物館には 19 世紀後半から現代にいたるまでのフィンランドや各国の工業デザインと工芸品が収蔵されている。元学校だった建物を再利用し、モダンな空間へとよみがえらせた。

●聖ヨハネス教会はスウェーデン建築家アドルフ・メランダーによってゴシックリバイバル様式で設計されたルーテル教会。教会のシンボルである青緑のツインタワーは高さ 47m、教会内部は最大 2,600 人を収容でき、収容人数ではフィンランド最大規模の石造教会である。



聖ヨハネス教会

●カンピ礼拝堂は静寂の教会とも呼ばれ、都会の喧騒の中で誰もがいつでも静寂を享受できるようにというコンセプトのもと作られた。繁華街の中心に造られた木造建築の秀作。竣工前から斬新なデザインで注目を集め、2010年には国際的建築賞を受賞した。

【4日目 ヘルシンキ③】

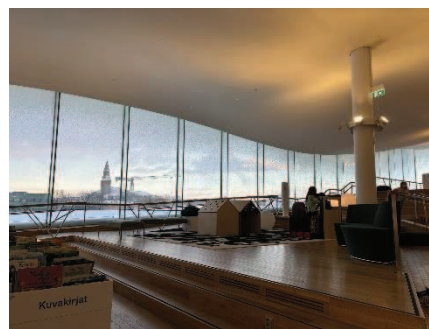
ヘルシンキ中央図書館、国会議事堂、自然史美術館、ヘルシンキ市立美術館

自由視察

●ヘルシンキ中央図書館オーディはフィンランド独立100周年のメインプロジェクトのひとつとしてALAアーキテクツによって設計された。「市民が集うリビングルーム」をコンセプトに100周年の翌年、そして独立記念日の前日である2018年12月5日にオープンした。1.7ヘクタールの敷地面積に建てられており、フィンランド湖の穏やかな波を彷彿とさせるようなガラス張りの上部と、フィンランドの森のぬくもりを感じさせるような滑らかな曲線をもつファサードからなる。フィンランド市内には37つの図書館があるが、先進性と象徴性はオーディが群を抜いている。1階にはインフォメーションカウンターやカフェ、映画館などが設置され、多様なクリエイションを行える2階、読書や学習ができて10万冊の蔵書が並ぶ「本の天国」の3階と、フロアごとに機能が明確に分担されている。フロアごとに完全に異なる雰囲気と機能をもち、それだけで共存し、誰もが創造性を発揮できる場となっている。



オーディ外観



3階にある「本の天国」

●国会議事堂は1931年に完成。建築様式はコリント式の柱が並ぶ新古典主義建築であるが、20世紀初頭のモダニズムの影響を受けており、装飾は簡略化されている。フィンランド議会は一院制で議員定数は200。

●自然史美術館は世界中のさまざまな動植物、地質、古生物、鉱物などの標本やサンプルが展示されている。1階は脊椎動物の骨が展示され、2階は北極からアフリカのサバンナ、南半球まで世界の自然や生命体につ

いて知ることができるフロア、3 階は季節ごとのフィンランドの自然について展示されている。さらに恐竜の全身骨格が展示されていたり、生物の発達、進化について展示されている。

●ヘルシンキ市立美術館ではトーベヤンソン展が開催されていた。彫刻家の父とグラフィックアーティストの母をもつ芸術一家の長女で、画家、小説家、ファンタジー作家でもあるトーベヤンソンはムーミンシリーズの作家として世界的に知られている。

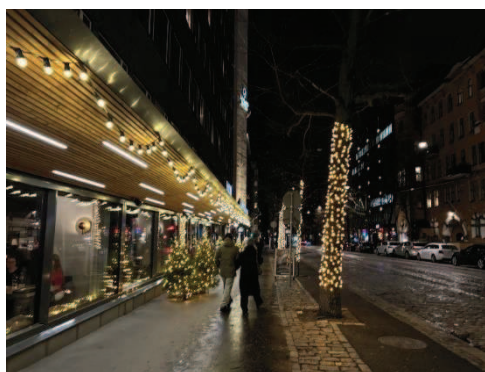
【まとめ】

11 月 18 日よりスタートした令和 6 年度欧州専門調査は、市議会議員の 2 名、建設技術センターから 1 名、子育て支援係長 1 名と、様々な職種や組織の方との研修になりました。大人になり、初対面の方と 4 泊 6 日もの研修旅行。なかなか体験できない貴重なものになりました。気さくな方ばかりで、職種は違っても、日ごろの仕事に対する考えや思い等、多岐にわたる話ができ、非常に有意義な時間でした。

歴史を感じる石造りの建造物とモダン建築が融合する美しい街並み、世界幸福度ランキング 1 位 2 位の人々に触れ、コミュニティ意識の高さやその背景にある 1 人ひとりの考え方のスマートさ、それを支える社会保障の充実を学ぶことができました。この研修で学んだことは、これからの日本の国の指針になると感じました。103 万円の壁等税制が話題になっていますが、日本の社会は家族構成・働き方等変化して来ていて今までのルールでは対応できなくなっていると思います。また少子高齢化で社会保障も上がりこれからの問題となっています。研修では色々な事が勉強になり、これからの日本の社会が目指すべき所ではないかと考える様になりました。長崎市に於いても今まで通りではなく、社会に対応した施設を考えていこうと思います。勉強の機会を与えて頂きありがとうございました。



ストロイエ通り



宿泊したホテル前の風景

議長会等の動き

(令和6年11月～令和7年2月)

会 議 名 長崎県離島振興市町村議会議長会県知事要望
開催月日・場所 11月27日 長崎県庁
概 要 長崎県知事に対し、離島振興に関する諸施策の推進について要望を行った。

会 議 名 令和6年度長崎県市議会議長会行政視察
開催月日・場所 1月15日～17日 敦賀市・富山市
概 要 1 視察都市
(1) 敦賀市 1月15日(水)
(2) 富山市 1月17日(金)
2 調査項目
(1) ふるさと納税の取り組みについて (敦賀市)
(2) 新幹線開業後のまちづくりについて (同上)
(3) 公設卸売市場整備事業について (富山市)

会 議 名 九州市議会議長会第4回理事会
開催月日・場所 1月30日 薩摩川内市 SSプラザせんだい
概 要 次の事項について協議し、了承又は決定した。また、その他の項目について説明がなされた。
1 役員の補欠選任について
2 事務報告
3 第100回九州市議会議長会定期総会等の日程について
4 第100回九州市議会議長会定期総会までの令和7年度分本会経費の支出について
5 全国及び九州市議会議長会の役員推薦について
6 第101回全国市議会議長会定期総会の部会提出議案及び第100回九州市議会議長会定期総会の県支部提出議案について
7 第101回九州市議会議長会定期総会の開催地について
8 その他
ア 令和7年度九州市議会事務局長会の開催地について
イ 令和7年度議員年金制度に関する研修会の開催地について

ウ 令和 7 年度西日本市議会職員研修会の開催地について

会 議 名	全国市議会議長会第239回理事会・第119回評議員会合同会議
開催月日・場所	2月5日 東京都 都市センターホテル
概 要	一般事務報告の後、令和7年度本会各会計予算（案）、令和7年度「大規模地震に備えた防災まちづくりの推進に関する特別委員会」設置要綱（案）、標準市議会会議規則等の改正（案）、理事会・評議員会・各委員会の2月開催以降、本年5月開催の第101回定期総会までの間における役員の補欠選任等の取扱い（案）について協議が行われ、了承された。

会 議 名	全国離島振興市町村議会議長会第2回総会
開催月日・場所	2月6日 東京都 全国町村議員会館
概 要	会議録署名人の指名、役員の異動、令和7年度事業計画及び収支予算について協議し、いずれも承認又は決定された。

会 議 名	長崎県離島振興市町村議会議長会第45回定期総会
開催月日・場所	2月6日 東京都 全国町村議員会館
概 要	議長異動報告、会務報告の後、規約の一部改正、令和7年度事業計画（案）、令和7年度歳入歳出予算（案）について協議し、了承された。

委員会だより

(令和6年12月上旬～令和7年2月中旬)

※定例会中・臨時会中の常任委員会を除く。

【議会運営委員会】

開催日 12月3日

- 事 件
- 1 追加付議予定事件について
 - 2 議会関係付議事件について
 - 3 請願の取扱いについて
 - 4 陳情の取扱いについて
 - 5 議案の訂正表の配付について
 - 6 議会に係る手続のデジタル化について

概 要

1 及び 2 について説明を受け、了承した。
3、4 及び 6 についてそれぞれ協議し、決定した。
5 についてサイドブックス上に訂正表を配付することとなった。

開催日 12月13日

- 事 件
- 1 追加付議事件について
 - 2 追加議案の委員会付託分類について

概 要

1 について説明を受け、了承した。
2 について協議し、決定した。

開催日 1月14日

- 事 件
- 1 座席の指定について
 - 2 常任委員会の委員及び正副委員長の割り振りについて
 - 3 議会運営委員会の委員及び正副委員長の割り振りについて
 - 4 各委員会の委員名簿の提出について
 - 5 会議録署名議員及び予備署名議員の指名について

概 要

1 について説明を受け、了承した。
2 及び 3 について協議し、決定した。
4 について、1月23日までに提出することとなった。
5 について、会議録署名議員について協議して決定し、予備署名議員については、1月23日までに報告することとなった。

開催日 1月20日

- 事 件
- 1 令和7年第1回長崎市議会臨時会について
 - 2 令和7年第1回長崎市議会臨時会の運営について
 - 3 意見書の取扱いについて

	4 会議録署名議員及び予備署名議員の確認について
	5 議席の変更について
概 要	1 について説明を受け、了承した。 2 から 5 について協議し、決定した。
開 催 日	1 月 28 日
事 件	1 座席の指定について 2 常任委員及び議会運営委員の確認について
概 要	1 について説明を受け、了承した。 2 について協議し、決定した。
開 催 日	2 月 12 日
事 件	1 令和 7 年第 2 回長崎市議会定例会について 2 令和 7 年第 2 回長崎市議会定例会の運営について 3 議席の変更について 4 議会制度検討会の最終答申について 5 議決対象外の「工事請負契約の締結について」の常任委員会への報告の見直し等について 6 タブレット端末活用検討会について 7 特別委員会について 8 長崎市議会の個人情報の保護に関する条例及び長崎市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の改正について
概 要	1、4 及び 5 について説明を受け、了承した。 2 及び 3 について協議し、決定した。 6 について、新政ミライの選出委員を、2 月 19 日までに議会事務局に報告することになった。 7 について、特別委員会正副委員長会議の結果について報告があり、了承した。また、特別委員会の設置については、会派に持ち帰りの上、2 月 27 日開催予定の議会運営委員会において協議することとなった。 8 について、会派に持ち帰りの上、2 月 27 日開催予定の議会運営委員会において改めて協議することとなった。

【防災対策特別委員会】

開 催 日	12 月 11 日
事 件	総括質疑について
概 要	調査項目全般にわたる総括質疑を行った。
開 催 日	1 月 27 日
事 件	調査報告書のまとめについて

概 要 調査報告書のまとめ（案）について検討を行った。

【部活動のあり方検討特別委員会】

開 催 日 12月11日
事 件 総括質疑について
概 要 調査項目全般にわたる総括質疑を行った。

開 催 日 1月27日
事 件 調査報告書のまとめについて
概 要 調査報告書のまとめ（案）について検討を行った。

【地域公共交通対策特別委員会】

開 催 日 12月11日
事 件 総括質疑について
概 要 調査項目全般にわたる総括質疑を行った。

開 催 日 1月24日
事 件 調査報告書のまとめについて
概 要 調査報告書のまとめ（案）について検討を行った。

図書室だより

(令和6年12月～令和7年2月)

新刊図書

図 書 名	編 著 者 名	発 行 所
教育 DX と変わり始めた学校	佐藤 明彦	岩波書店
子どもと教師の ウェルビーイングを実現する カリキュラム・マネジメント	田村 知子 ほか	ぎょうせい
学校と日本社会と「休むこと」	保坂 亨	東京大学出版会
移動縁が変える地域社会 関係人口を超えて	敷田 麻実 ほか	水曜社
まちづくりによる介護予防 「武豊プロジェクト」の戦略から効果評価まで	平井 寛 ほか	ミネルヴァ書房
データから読む 都道府県別ジェンダー・ギャップ	共同通信社会部 ジェンダー取材班	岩波書店
実践的アプローチで学ぶ 総合政策学入門	加賀見 一彰	ミネルヴァ書房
「イノベーションの種を見つける」ケーススタ ディ 見方を変える、思考を深める 事例 20	日本能率協会 コンサルティング	経団連出版
世界と比べてわかる 日本の貧困のリアル	石井 光太	PHP 研究所

調 査 資 料 報

〔令和 7 年 2 月〕

編集・発行 長崎市議会事務局議事調査課

〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号

TEL (095) 829-1200

FAX (095) 829-1199